



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月31日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課) 1
- ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課) 5
- ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 5
- ※滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 6

○ 訓 令

- ※滋賀県副知事の担当事務に関する規程の一部改正(人事課) 7
- ※滋賀県事務決裁規程の一部改正(人事課) 7
- ※滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(人事課) 8

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第20号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総合企画部の款CO₂ネットゼロ推進課の項中「事業推進係」を「事業者支援係、地域支援係」に改め、同表統計課の項中「分析係」を「EBPM支援係」に改め、同表総務部の款行政経営推進課の項中「健康経営・ダイバーシティ推進係」の右に「、営業戦略係」を加え、同表財政課の項中「、公有財産係」を削り、同表事業課の項中「事業課」を「びわこポートレース局」に、「マーケティング係」を「クリエイティブマーケティング係」に、「業務係」を「開催運営係」に改め、同表文化スポーツ部の款文化芸術振興課の項中「総務係」の右に「、びわ湖ホール整備係」を加え、同表琵琶湖環境部の款環境政策課の項中「企画調整係、活動推進係」を「企画・環境学習係」に改め、同表循環社会推進課の項を次のように改める。

循環社会推進課	管理調整係、資源循環推進係
---------	---------------

第4条第1項の表琵琶湖環境部の款森林政策課の項中「、森林計画係、団体指導係、交流推進係、普及指導係」を削り、同項の次に次のように加える。

びわ湖材流通推進課	びわ湖材利用係、団体指導係、普及指導係
-----------	---------------------

第4条第1項の表健康医療福祉部の款感染症対策課の項を次のように改める。

健康危機管理課	管理係、企画係、医療調整第一係、医療調整第二係、調査・検査係、感染症係
---------	-------------------------------------

第4条第1項の表健康医療福祉部の款健康寿命推進課の項中「、母子保健・周産期係」を削り、同表健康福祉推進課の項中「在宅医療福祉係、認知症施策推進係」を「在宅医療福祉・認知症施策推進係」に改め、同表障害福祉課の項中「共生推進係」を「社会活動係、共生推進・障害認定係」に、「社会活動係、精神・障害保健福祉係」を「精神保健福祉係」に改め、同表第2項の表防災危機管理局の款危機管理室の項を次のように改める。

危機管理室	管理係、危機管理・国民保護係
-------	----------------

第4条第2項の表企画調整課の款広域連携・万博推進室の項中「広域連携・万博推進室」を「広域政策・万博推進室」に改め、同表DX推進課の款の次に次のように加える。

財政課	財産活用推進室	
-----	---------	--

第4条第2項の表国スポ・障スポ大会局の款総務企画室の項を次のように改める。

総務企画室	総務係、企画係、式典係
広報・県民運動室	広報係、県民運動係

第4条第2項の表国スポ・障スポ大会局の款競技・式典室の項中「競技・式典室」を「競技運営室」に、「競技係」を「競技第一係、競技第二係」に改め、「式典係」を削り、同款施設調整室の項中「宿泊・輸送係」を「輸送・交通係、宿泊・衛生係」に改め、同表子ども・青少年局の款子育て支援室の項中「子育て支援係」を「保育支援係」に改め、「保育人材確保係」の右に「母子保健・子育て支援係」を加え、同表観光振興局の款観光企画室の項を次のように改める。

観光企画室	企画係、映像誘致係
-------	-----------

第4条第2項の表観光振興局の款シガリズム推進室の項中「映像誘致係」を「地域資源活用係」に改め、同表流域政策局の款広域河川政策室の項中「広域河川係」を削り、同款流域治水政策室の項中「流域治水第一係、流域治水第二係」を「流域治水係」に改める。

第6条の表知事公室の部秘書課の款第1号中「事業課」を「びわこポートレース局」に改め、同部防災危機管理局の款危機管理室の項中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 武力攻撃事態等における国民保護措置の総合調整に関する事。
- (6) 国民保護計画に関する事。
- (7) 国民保護協議会に関する事。
- (8) 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関する事。

第6条の表知事公室の部防災危機管理局の款防災対策室の項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 防災対策の総合的な企画および調整に関する事。

第6条の表知事公室の部防災危機管理局の款防災対策室の項第3号中「および国民保護計画」を削り、同項第4号中「および国民保護協議会」を削り、同項第5号中「国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部」を削り、同表総合企画部の部企画調整課の款第17号を同款第19号とし、同款第16号中「または局」を削り、同号を同款第18号とし、同款中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

- (15) 高等教育機関との連携および調整に関する事。
- (16) 教育行政に関する事(高等教育に関する事に限る。)

第6条の表総合企画部の部企画調整課の款広域連携・万博推進室の項中「広域連携・万博推進室」を「広域政策・万博推進室」に改め、同項第2号中「広域連携」を「広域政策」に改め、同部県民活動生活課の款中第41号を第42号とし、第38号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の1号を加える。

- (38) 公益通報制度(内部通報に係るものを除く。)に関する事。

第6条の表総合企画部の部県民活動生活課の款県民活動・協働推進室の項に次の1号を加える。

- (5) 労働者協同組合法の施行に関する事。

第6条の表総合企画部の部統計課の款中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) EBP M推進の支援に関する事。

第6条の表総務部の部人事課の款第18号中「課」の右に「または局」を加え、同号を同款第19号とし、同款中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公益通報制度(内部通報に係るものに限る。)に関する事。

第6条の表総務部の部行政経営推進課の款中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同款に次の1号を加える。

- (9) 歳入確保対策の推進に関する事。

第6条の表総務部の部総務事務・厚生課の款第2号中「事業課」を「びわこポートレース局」に改め、同部財政課の款中第6号から第10号までを削り、同款に次のように加える。

財産活用推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公有財産審議会に関する事。 (2) 県有財産の取得、管理および処分(他の部課の所掌に属するものを除く。)ならびに県有財産の総合調整に関する事。 (3) 国有財産に関する事。 (4) 普通財産の補繕に関する事。
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 県有資産の所在市町村交付金に関する事。 (6) 公共施設等マネジメントの推進に関する事。 (7) 指定管理者制度の総合調整に関する事。
--	---

第6条の表総務部の部事業課の款中「事業課」を「びわこボートレース局」に改め、同款第1号中「課内」を「局内」に改め、同表文化スポーツ部の部文化芸術振興課の款第7号を次のように改める。

(7) 文化産業交流会館に関する事。

第6条の表文化スポーツ部の部文化芸術振興課の款第12号中「課」の右に「または局」を加え、同号を同款第14号とし、同款中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) びわ湖ホールに関する事。

(9) 希望が丘文化公園に関する事。

第6条の表文化スポーツ部の部文化芸術振興課の款美の魅力発信推進室の項に次の1号を加える。

(2) 美術館に関する事。

第6条の表文化スポーツ部の部スポーツ課の款第5号中「(仮称)彦根総合運動公園整備」を「彦根総合スポーツ公園整備」に改め、同款交流推進室の項第5号中「の企画」を削り、同部国スポ・障スポ大会局の款総務企画室の項第3号中「広報、県民運動、募金および企業協賛」を「式典」に改め、同項第4号を削り、同款競技・式典室の項を次のように改める。

広報・県民運動室	(1) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の広報、県民運動、募金および企業協賛に関する事。
競技運営室	(1) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に関する事。

第6条の表琵琶湖環境部の部環境政策課の款中第19号を第20号とし、第3号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 環境事務所に関する事。

第6条の表琵琶湖環境部の部森林政策課の款第1号中「課内」の右に「、びわ湖材流通推進課」を加え、同款中第12号から第16号までを削り、第17号を第12号とし、第18号を削り、第19号を第13号とし、第20号を削り、第21号を第14号とし、同款の次に次のように加える。

びわ湖材流通推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県産材の利用促進および森林資源の有効利用に関する事。 (2) 滋賀県産材の利用の促進に関する条例に関する事。 (3) 林業金融に関する事。 (4) 森林組合、生産森林組合等の育成指導に関する事。 (5) 林業構造改善事業に関する事。 (6) 林業の担い手確保、育成に関する事。 (7) 林業技術普及および林業経営指導に関する事。 (8) 材木育種および優良種苗の確保に関する事。 (9) 琵琶湖森林づくり事業に関する事(びわ湖材流通推進課の所管する事務に係るものに限る。)
-----------	--

第6条の表琵琶湖環境部の部森林保全課の款第8号中「森林政策課」の右に「およびびわ湖材流通推進課」を加え、同表健康医療福祉部の部医療政策課の款中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 周産期医療に関する事。

第6条の表健康医療福祉部の部感染症対策課の款中「感染症対策課」を「健康危機管理課」に改め、第9号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 健康危機管理に関する連絡調整に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。)

(4) 災害医療体制の整備に関する事。

第6条の表健康医療福祉部の部健康寿命推進課の款中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同部生活衛生課の款食の安全推進室の項第3号中「取扱い」を「処理」に改め、同項第4号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同部子ども・青少年局の款子育て支援室の項に次の1号を加える。

(10) 母子保健対策に関する事。

第6条の表商工観光労働部の部観光振興局の款観光企画室の項第8号を次のように改める。

(8) 映像誘致および支援に関する事。

第6条の表商工観光労働部の部観光振興局の款観光企画室の項第9号および第10号を削り、同款シガリズム推進室の項第4号を次のように改める。

(4) 県産品の振興および販路拡大に関すること。

第6条の表商工観光労働部の部観光振興局の款シガリズム推進室の項に次の2号を加える。

(5) ここ滋賀に関すること。

(6) ブランド施策の推進に関すること。

第6条の表土木交通部の部住宅課の款第22号および第9条の表土木事務所の款管理調整課の項第19号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第11条の表美術館の款中「、教育・コミュニケーション室」を削り、同表琵琶湖博物館の款総務部の項を次のように改める。

総務部	総務課
	企画・広報営業課

第11条の表琵琶湖博物館の款事業部の項中「交流係」を「環境学習・交流係」に改める。

第12条の表公文書館の部中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 県史の編さんに関すること。

第12条の表美術館の部総務課の項第3号中「および教育・コミュニケーション室」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) ギャラリー等の使用許可に関すること。

第12条の表美術館の部学芸課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第11号とし、同号の前に次の2号を加える。

(9) 教育・交流プログラムの企画および開催に関すること。

(10) 美術館の広報に関すること。

第12条の表美術館の部教育・コミュニケーション室の項を削り、同表琵琶湖博物館の部総務部の款企画調整課の項中「企画調整課」を「企画・広報営業課」に改め、同項中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

(5) 博物館の広報に関すること。

(6) 博物館の集客に関すること。

(7) 企業等との連携に関すること。

(8) 外部資金調達に関すること。

第12条の表琵琶湖博物館の部総務部の款中広報営業課の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の表土木交通部の部住宅課の款第22号および第9条の表土木事務所の款管理調整課の項第19号の改正規定は令和5年5月26日から、第6条の表健康医療福祉部の部生活衛生課の款食の安全推進室の項第3号および第4号の改正規定は令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる部課の参事、総括補佐、主幹または主査を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局の参事、総括補佐、主幹または主査を命ぜられたものとする。

総務部事業課	総務部びわこボートレース局
健康医療福祉部感染症対策課	健康医療福祉部健康危機管理課

- 3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる部課に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局に勤務を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

知事公室防災危機管理局防災対策室参事	知事公室防災危機管理局危機管理室参事
総合企画部企画調整課広域連携・万博推進室参事	総合企画部企画調整課広域政策・万博推進室参事
総合企画部統計課分析係長	総合企画部統計課E B P M支援係長
総務部事業課課長補佐	総務部びわこボートレース局副参事
総務部事業課マーケティング係長	総務部びわこボートレース局クリエイティブマーケティング係長

総務部事業課業務係長	総務部びわこボートレース局開催運営係長
文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局総務企画室広報・県民運動係長	文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局広報・県民運動室広報係長
文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局施設調整室宿泊・輸送係長	文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局施設調整室輸送・交通係長
琵琶湖環境部環境政策課企画調整係長	琵琶湖環境部環境政策課企画・環境学習係長
琵琶湖環境部循環社会推進課循環調整係長	琵琶湖環境部循環社会推進課管理調整係長
健康医療福祉部感染症対策課医療調整第二係長	健康医療福祉部健康危機管理課医療調整第二係長
健康医療福祉部障害福祉課精神・障害保健福祉係長	健康医療福祉部障害福祉課精神保健福祉係長
琵琶湖博物館総務部企画調整課長	琵琶湖博物館総務部企画・広報営業課長
琵琶湖博物館総務部広報営業課課長補佐	琵琶湖博物館総務部企画・広報営業課課長補佐
琵琶湖博物館事業部交流係長	琵琶湖博物館事業部環境学習・交流係長

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第21号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第40号中「同条第8項」を「同条第10項」に改め、同条第42号の次に次の1号を加える。

(42)の2 同法第14条第8項の規定による指定届出機関以外の病院または診療所の医師からの届出の受理

第7条第43号の2の5中「第15条の3第2項」の右に「(同条第7項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第48号中「決定」の右に「、同法第22条第2項(同法第26条第1項および第2項において準用する場合を含む。)」の規定による病院または診療所からの通知の受理」を加え、同条第48号の2および第48号の3中「および」を「(同法第44条の3の2第6項および第50条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」および」に改め、同条第55号の3の2の次に次の2号を加える。

(55)の3の3 同法第44条の3の2第3項および第50条の3第3項の規定による検体等の提出の受理

(55)の3の4 同法第44条の3の3および第50条の4の規定による指定医療機関の医師からの届出の受理

第7条第60号の20中「立入検査」の右に「、質問」を加え、同条第60号の20の2中「および立入検査(同法第6条の2第3項ならびに第6条の3第3項および第4項)」を「、立入検査および質問(同法第72条第5項、第72条の2第3項および第72条の3)」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第169号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第170号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第171号から第174号までの規定中「ふぐ取扱施設届出済証」を「ふぐ処理施設届出済証」に改め、同条第176号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、「大津市公設地方卸売市場および」を削る。

第16条第112号中「あつた場合を含む。)」の右に「、第52条第6項第3号」を、「仮使用認定」の右に「、容積率に係る認定」を加え、同条第156号中「大津土木事務所長、南部土木事務所長、長浜土木事務所長および高島土木事務所長を除く」を「東近江土木事務所長および湖東土木事務所長に限る」に改め、同条第159号を次のように改める。

(159) ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号)第11条の2の規定による行為の完了の届出の受理(東近江土木事務所長および湖東土木事務所長に限る。)

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条第169号から第174号までおよび第176号の改正規定は、令和5年6月1日から施行する。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第22号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表防災危機管理局長の項の次に次のように加える。

びわこボートレース局長	びわこボートレース局	びわこボートレース局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------	------------	--------------------------------

第3条第1項の表広域連携・万博推進室長の項中「広域連携・万博推進室長」を「広域政策・万博推進室長」に、「広域連携・万博推進室の」を「広域政策・万博推進室の」に改め、同表地域DX連携推進室長の項の次に次のように加える。

財産活用推進室長	財政課	課長の指揮監督を受け、財産活用推進室の事務を掌理する。
----------	-----	-----------------------------

第3条第1項の表総務企画室長の項の次に次のように加える。

広報・県民運動室長	国スポ・障スポ 大会局	局長の指揮監督を受け、広報・県民運動室の事務を掌理する。
-----------	----------------	------------------------------

第3条第1項の表競技・式典室長の項中「競技・式典室長」を「競技運営室長」に、「競技・式典室の」を「競技運営室の」に改め、同表室長補佐の項の次に次のように加える。

マーケティングマネージャー	びわこボートレース局	局長の命を受け、局長が指定する事務を掌理する。
---------------	------------	-------------------------

第5条の表教育・コミュニケーション室長の項を削る。

第6条の表判定員の項中「判定員」を「心理判定員」に改め、「心理判定業務」の右に「(子ども家庭相談センターにおけるものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

児童心理司	心理判定業務(子ども家庭相談センターにおけるものに限る。)	に従事する。
-------	-------------------------------	--------

付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に地方行政機関の次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、当該地方行政機関のそれぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

判定員(子ども家庭相談センターに置かれるものを除く。)	心理判定員
判定員(子ども家庭相談センターに置かれるものに限る。)	児童心理司

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第23号

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の標準的な職に関する規則(平成28年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「県民情報室長」の右に「、財産活用推進室長、びわこボートレース局長、美の魅力発信推進室長」を、「観光企画室長」の右に「、農業団体指導検査室長」を加え、「、建築指導室長」を削り、「西部・南部森林整備事務所、中部森林整備事務所、健康福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター」を「南部環境事務所、西部・南部森林整備事務所、中部森林整備事務所、健康福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター」に改め、「リハビリテーションセンター、東北部工業技術センター」の右に「、男女共同参画センター」を加え、「広域連携・万博推進室長」を「広域政策・万博推進室長」に改め、「、美の魅力発信推進室長」を削り、「競技・式典室長」を「広報・県民運動室長、競技運営室長」に改め、「、農業団体指導検査室長」を削り、「高速・幹線道路推進室長」の右に「、建築指導室長」を加え、「中部森林整備事務所、健康福祉事務所、保健所、食肉衛生検査所」を「健康福祉事務所、保健所」に、「西部県税事務所の高島納税課長、消費生活センター、環境事務所」を「西部県税事務所の高島納税課長、消費生活センター、環境事務所(南部環境事務所を除く。)」に、「平和祈念館、男女共同参画センター」を「平和祈念館」に改め、「、美術館の教育・コミュニケーション推進室長」を削り、「総括補佐、室長補佐」の右に「、マーケティングマネージャー」を加え、「湖北森林整備事務所、動物保護管理センター、計量検定所、病害虫防除所、南部流域下水道事務所」を「中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、食肉衛生検査所、動物保護管理センター、計量検定所、病害虫防除所、南部流域下水道事務所」に、「ならびに高等技術専門校」を「ならびに高等技術専門校米原校舎」に、「専門研究員ならびに」を「専門研究員、」に改め、「主任学科長」の右に「ならびに高等技術専門校草津校舎の副校長」を加え、「判定員」を「心理判定員、児童心理司」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第2号

滋賀県副知事の担任意務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条第2号ウを次のように改める。

ウ 総合企画部に関する事(次に掲げるものに限る。)

(7) 企画調整課に関する事(高等教育機関との連携および調整ならびに教育行政(高等教育に係るものに限る。次号において同じ。))に関する事を除く。)

(イ) 新駅問題対策・特定プロジェクト推進室、CO2ネットゼロ推進課および人権施策推進課に関する事。

第1条第3号アを次のように改める。

ア 総合企画部に関する事(次に掲げるものに限る。)

(7) 企画調整課に関する事(高等教育機関との連携および調整ならびに教育行政に関する事に限る。)

(イ) 高専設置準備室、国際課、県民活動生活課、DX推進課および統計課に関する事。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第3号

滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第8号中「防災危機管理局副局長」の右に「、びわこポートレース局長」を加える。

別表(1)本庁共通決裁事項の表17の部1の項中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この部において「法」という。)」に改め、同部2の項事項の欄を次のように改める。

2 法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

別表(1)本庁共通決裁事項の表17の部3の項事項の欄を次のように改める。

3 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

別表(1)本庁共通決裁事項の表17の部4の項中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第40条第1項」を「法第146条第1項」に改め、同項を同部5の項とし、同部3の項の次に次のように加える。

4 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供		課長	
---	--	----	--

別表(1)本庁共通決裁事項の表21の部25の項および26の項中「人事課長」を削り、同表26の部4(4)の項中「(2)」を「(3)」に改め、同部4(6)の項中「(4)」を「(5)」に改める。

別表(2)地方機関共通決裁事項の表41の項中「滋賀県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(以下44までにおいて「法」という。)」に改め、同表42の項事項の欄を次のように改める。

42 法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

別表(2)地方機関共通決裁事項の表43の項事項の欄を次のように改める。

43 法第75条第1項の規定
に基づく個人情報ファイ
ル簿の作成および滋賀県
個人情報の保護に関する
法律施行条例第3条第1
項の規定に基づく条例個
人情報ファイル簿の作成

別表(2)地方機関共通決裁事項の表102の項中「101」を「102」に改め、同項を同表103の項とし、同表101の項を同表102の項とし、同表100の項中「99」を「100」に改め、同項を同表101の項とし、同表93の項から99の項までを1ずつ繰り下げ、同表92の項中「91」を「92」に改め、同項を同表93の項とし、同表83の項から91の項までを1ずつ繰り下げ、同表82の項中「83」を「84」に改め、同項を同表83の項とし、同表81の項を同表82の項とし、同表80の項を同表81の項とし、同表79の項中「81」を「82」に改め、同項を同表80の項とし、同表73の項から78の項までを1ずつ繰り下げ、同表72の項中「71」を「72」に改め、同項を同表73の項とし、同表71の項を同表72の項とし、同表70の項中「69」を「70」に改め、同項を同表71の項とし、同表66の項から69の項までを1ずつ繰り下げ、同表65の項中「64」を「65」に改め、同項を同表66の項とし、同表50の項から64の項までを1ずつ繰り下げ、同表49の項中「48」を「49」に改め、同項を同表50の項とし、同表48の項を同表49の項とし、同表47の項中「46」を「47」に改め、同項を同表48の項とし、同表46の項を同表47の項とし、同表45の項中「44」を「45」に改め、同項を同表46の項とし、同表44の項を同表45の項とし、同表43の項の次に次のように加える。

44 法第109条第1項の規定 に基づく行政機関等匿名 加工情報の作成および同 条第2項の規定に基づく 行政機関等匿名加工情報 の提供	所長	所長	所長	機関の長		
--	----	----	----	------	--	--

別表(3)本庁における収支に関する決裁事項の表17(1)の項中「かつ」を「9,000万円未満かつ」に、「もの」を「ものを含む。」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第4号

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表(1)の項中「感染症対策課」を「健康危機管理課」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。